

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の告示案について

1. 告示の趣旨

遠洋底びき網漁業は、許可の有効期限が平成23年8月31日に満了するため、新たに許可を行うに当たり、漁業法第58条第1項の規定に基づき、許可又は起業の認可をすべき隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて告示するものである。

また、当該漁業は国際交渉の結果によって操業の内容が大きく左右されることから、許可の有効期間を通常5年間より短い期間で定めるものである。

2. 告示の内容

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数は37隻とする。

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間は平成23年5月下旬(告示日)から平成23年8月下旬までの3ヶ月間とする。

(3) 許可の有効期間は平成23年9月1日から平成24年7月31日までとする。